

系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（運用基準）

この運用基準は、国土交通省都市局都市計画課長からの技術的助言（令和7年4月8日付国都計第7号）を受け、系統用蓄電池のうち第一種特定工作物について、次のとおり定める。

- 1 系統用蓄電池のうち、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するもの（少量であっても該当する）は、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物に該当するものとする。

（令和8年3月1日から施行）

【参考】系統用蓄電池の取扱い〔開発（建築）許可の必要性の判断〕

都市計画法第29条第1項第3号・都市計画法施行令第21条第14号

電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（小売電気事業及び特定卸供給事業を除く）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物

該当する

該当しない

危険物（建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物）

含有しない

含有する

建築基準法第2条第1号に定める建築物^{※1}

該当しない

該当する

都市計画法第29条第1項、第2項及び同法第43条第1項に基づく許可不要

都市計画法第29条第1項、第2項及び同法第43条第1項に基づく許可必要
※呉市の市街化調整区域においては、許可基準を定めていないため、許可できません。

※1 【参考】令和7年4月8日国都計第7号 系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて（技術的助言）

土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする。ただし、複数積み重ねる場合にあつては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととされていることに留意すること。